

- 現在の法体系(高圧ガス保安法、クレーン等安全規則(労働安全衛生法))では、水素を港湾のターミナルで利用することが想定されておらず、安全な運用のための補完的な指針が必要。
 - 水素を燃料とする荷役機械の導入を促進するためには、事業者が参考にできる情報を取りまとめ、発信することが有用と考えられる。
- ⇒ 荷役機械を導入する港運事業者等が効率的に導入計画を立案し、安全かつ円滑に運用するためのガイドラインを作成する。なお、ガイドラインは、最新の技術開発状況等を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

■ガイドラインの目次及び項目(案)

1. 目的・概要 (当該荷役機械の安全かつ円滑な導入を補助し、もって当該荷役機械の普及拡大を図る。)
2. 適用範囲 (コンテナターミナルにおいて、水素を燃料とするRTGを導入する際に適用。適宜見直すものとする。)
3. 用語の定義
4. 想定する利用者 (港運事業者、水素供給事業者、荷役機械メーカー、ターミナル事業者、港湾管理者、港湾運営会社等)
5. 水素を燃料とする荷役機械の導入に係る基本情報
 - ①水素の性状 (基本的性質、取扱上の留意点)
 - ②水素運搬車 (タンク容量、圧力等)
 - ③水素充填設備(移動式・定置式) (諸元、移動式・定置式の比較、水素充填能力、必要面積、納期等)
 - ④水素を燃料とするRTG (諸元、ハイブリッド型・電動型RTGとの性能比較、メリット・デメリット、温室効果ガスの削減効果等)
6. 水素を燃料とする荷役機械の導入に係る留意点
 - ①導入計画立案時の留意点 (荷役機械の導入計画、水素供給計画、施設配置計画、安全対策(リスクマネジメント含む)等)
 - ②導入時の留意点 (法的手続き、関係者調整、部材調達、換装工事、水素充填設備の整備等)
 - ③運用時の留意点 (試運転、水素調達・運搬・充填、実荷役)
 - ④維持管理時の留意点 (長期利用により想定される変化、維持管理計画書の作成、点検方法、修繕方法)
7. 巻末参考資料
 - ①関係法令・技術基準(関係部分の抜粋) (高圧ガス保安法、労働安全衛生法、消防法、港湾法等)